

公益財団法人母子衛生研究会（以下「当会」）の事業に協賛する企業、団体等（以下「協賛主体者」）が、当会事業の発行物等（教材・教具等出版物、web サイト・メルマガ・アプリ・動画等電子媒体）、セミナー（教室・研修会・シンポジウム、イベント・式典等）（以下「コンテンツ」）等で行う広告掲載、資料添付、会場内の展示・掲示・資料配布等（以下「協賛内容」）についてガイドラインを以下に定める。

協賛の可否判断と責任

協賛ガイドラインに基づいて個別に協賛の可否を判断する。ただし協賛を受けた場合であっても協賛内容について当会が保証するものではなく、その責任については協賛主体者が負うものとする。また、協賛の可否を判断した理由については回答しない。

基本方針

当会では、協賛主体者のコンテンツへの協賛内容によって、当会コンテンツ利用者に不利益を与えることがないか、社会の信頼を失うことにつながらないか等の観点から、協賛に関わる基本方針を定めています。当方針に反すると当会が判断した場合、協賛内容をお断りする場合があります。判断については、法的リスクや協賛不可としている業種・業態・サービスの取り扱い有無を確認し、複合的、総合的に判断をしております。

（1）公序良俗

公序良俗に反する協賛内容はお受けすることができません。

反社会的な行為を助長する内容、犯罪を肯定・美化・助長する内容、閲覧者に不快感を与える卑猥・残虐な内容、第三者に不利益を与える内容、科学的根拠のないものまたは迷信に類するもので、利用者に不安や困惑を与える内容、投機、射幸心を煽る内容は協賛をお断りします。

（2）名誉毀損、誹謗中傷

他者の名誉を傷つけたり、誹謗中傷したりするような協賛内容はお受けすることができません。

「人種」「性別」「宗教」に関して差別、侮辱する内容、特定の個人や団体を中傷する内容については協賛をお断りします。

（3）関連諸法規・条例等（医薬品医療機器等法、景品表示法、特定商取引法、消費税転嫁対策特別措置法等）

関連諸法規等に違反している、許認可や登録が義務付けられている業務にもかかわらず適切な手続きがなされていない、等の場合は協賛をお受けできません。

（4）知的財産権（登録商標、著作権、肖像権等）

他者の知的財産権を害するような協賛内容はお受けすることができません。

協賛内容において使用されている画像や固有の商品名、名称等については、権利所有者の許諾を得たものである必要があります。協賛内容における表現上で利用する固有の商品名、名称等に関して、その利

用に関する責任は協賛主体者が負うこととし、当会では協賛主体者によって事前に許諾を得られているものとして取り扱います。

※当会の著作権については、[「著作権について」](#)を参照

(5) プライバシーの侵害

他者のプライバシーを侵害するような協賛内容はお受けすることができません。個人情報の取得、管理、理由等に十分な配慮がなされていないもの、個人の私生活等が他人から干渉されるおそれがあるような表現、商品、サービス等については、協賛をお断りします。

※当会のプライバシーポリシーについては、[「プライバシーポリシー」](#)を参照

(6) 責任の所在

責任の所在が不明確である協賛内容はお受けすることができません。

協賛内容不受理基準

- 国内関連法規、国際条約等に反するもの
- 「医薬品医療機器等法」等国内法規に関わる違反するおそれのあるものまたは表現
- 協賛主体者の実態が明らかでなく、責任の所在が不明なもの
- 虚偽、誇大または、誤認のおそれがあるもの
- 投機、射幸心を極端に煽る表現があるものまたは表現
- 社会秩序を乱すおそれのあるもの
- 科学的根拠のないもの、迷信に類するもの
- 名誉棄損、プライバシー侵害、営業妨害、差別にあたるものまたは表現
- 政治・宗教等の思想信条を目的とする内容や公序良俗に反するものまたは表現
- 利用者に不快感を抱かせるおそれのあるものまたは表現
- 法律で禁止されている行為を連想させるものまたは表現
- 成人向けコンテンツ、たばこ、アルコール関連
- 出会い系、連鎖販売取引、情報商材
- ユーザートラブルが懸念される商品、サービス
- 広告表示を唯一の目的とするもの
- その他理事長が不適当と判断するもの

協賛主体者の明示

協賛主体者の名称（主体者を特定できる会社名または代表者氏名）、住所及び電話番号は、省略することなく地番まで全て明示すること（海外の協賛主体者が日本に営業拠点がある場合、その営業拠点に関して同様の表示を行う。）。法人の場合、本店所在地か営業所は問わないが、利用者が問い合わせた際に対応できる住所であること。

当会のコンテンツを模した表現・表示の使用禁止

当会コンテンツの内容・イラスト・写真・デザイン等をそのまま、または模倣した表現・表示の使用は、利用者に誤解を招くため使用禁止とします。

官公庁、公的機関等の承認または推薦の広告と誤解を与える表現・表示の禁止

当会または当会と連携する官公庁、公的機関等が、承認または推薦しているかのような誤解を与える表現・表示は禁止とします。

協賛内容との関連性について

協賛内容と協賛主体者が独自で提供する情報、商品、サービス等の内容は、それぞれが十分な関連性を持っている必要があります。

個人の感想等の使用

「個人の感想等」の使用については、消費者庁「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について（平成 25 年 12 月 24 日制定）」や「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（医薬品医療機器等法）等に十分配慮すること。

具体的には、商品・サービスの範囲を逸脱し、効果を過度に強調する表現を用いること、医療が必要でないかのような(治療の機会を失わせる)表現を用いること、断定的な表現を用いて効果・効能の確実性を保証する表現を用いること、感想等の内容によって誤認を与える表現等を用いることはできません。

URL、QR 画像、SNS アカウント ID 等外部へのリンク・接続

URL、QR 画像、SNS アカウント ID 等を掲載・展示・配布する場合、リンク先・接続先の主体者は協賛主体者と同一でなければなりません。リンク先・接続先の内容は当会にて事前に確認します。また協賛期間中にリンク先・接続先の内容が変更される場合は当会に報告ください。

著作権

[「著作権について」](#)を参照

協賛実績の他所での紹介

協賛主体者のメディア（出版物及びホームページ、SNS 等）及び、協賛主体者が委託した外部メディアに協賛実績を紹介する場合は、閲覧者が事業内容及び協賛趣旨を誤解しないよう配慮願います。（例：「母子健康手帳副読本に当社の●●が紹介されました。」→当会が推奨していると誤解されるおそれがあるため不可、「母子健康手帳副読本の事業趣旨に賛同し協賛しました。」→差し支えありません。）

営利目的利用の禁止

営業活動または営利行為のために当会の事業を利用することはできません。（例：セミナー会場内における販売・契約等の営業活動、当会の事業趣旨に反する訪問販売等営業目的での教材本体の利用、営利目的によるコンテンツの転用・流用、報酬が発生する電子媒体の掲載等）

協賛ガイドライン違反の対応

営利目的利用等本ガイドライン違反と判断した場合、当会のホームページやメルマガ等を通じ協賛中止の事実を公表する等厳格な措置を取ります。またその損害については協賛主体者に請求します。

協賛ガイドラインの変更

本協賛ガイドラインは、協賛主体者への事前の通知や承諾なく変更または修正される場合があります。

〒101-8983 東京都千代田区外神田 2-18-7

公益財団法人母子衛生研究会

電話：03-4334-1151 FAX：03-4334-1199

平成 29 年 12 月 1 日 施行

令和 5 年 4 月 26 日 改訂

公益財団法人 母子衛生研究会
